

## 今治市幼児及び高齢者自転車用ヘルメット利用促進事業費補助金 Q&A

No.	質問	回答
1	インターネットで購入したヘルメットは補助の対象になりますか？	補助の対象となりません。 市ホームページ掲載の市内登録店舗で購入したヘルメットが補助対象となります。
2	ヘルメットは、どこの店舗で購入しても補助の対象となりますか？	市ホームページ掲載の市内登録店舗で購入したヘルメットが補助対象となります。
3	補助制度開始前に購入した場合、補助の対象となりますか？	補助の対象となりません。 補助制度開始後（令和6年3月1日以降）に購入したヘルメットが補助の対象となります。
4	対象となる幼児の範囲は？	令和6年度に満6歳以下の未就学児が対象となります。 （平成30年4月2日以降に生まれた方）
5	保護者も市内在住でなければいけませんか？	ヘルメットを使用する幼児、保護者ともに市内に在住される場合に補助対象となります。
6	対象となる高齢者の範囲は？	令和6年度に満65歳以上になる方が対象となります。 （昭和35年4月1日以前に生まれた方）
7	今年65歳になりますが、誕生日以前に補助金申請できますか？	令和6年度末までに65歳に到達する方（昭和35年4月1日以前に生まれた方）は補助の対象となります。 よって、令和6年3月1日以降に購入したヘルメットであれば、誕生日以前に補助金申請できます。
8	補助金は使用者1人につき1回限りとありますが、対象年齢の子どもが2人いる場合、保護者1人につき1人分しか申請できませんか？	「使用者1人につき1回限り」とは、幼児または高齢者が受けられる補助金が1人につき1回限りということです。この場合、保護者1人で幼児2人分の申請が可能です。ただし、2人分をまとめて申請することはできず、1人の対象者（使用者）に対し、1申請が必要です。

## 今治市幼児及び高齢者自転車用ヘルメット利用促進事業費補助金 Q&A

9	申請用紙はどこでもらえますか？	申請開始日から市役所サイクルシティ推進課・各支所住民サービス課、市内の登録店舗などでお受け取りいただけます。 また、市公式ウェブサイト内ヘルメット補助金のページより印刷いただくことも可能です。
10	補助金申請の受付はいつから開始し、申請期限はいつまでですか？	令和6年4月1日から受付開始し、令和6年2月28日が申請期限となります。 また、令和6年3月1日から令和7年2月28日までに購入したヘルメットが対象となります。
11	領収証の代わりにレシートの添付は認められますか？	レシートであっても、「①購入店舗名、②購入品名、③領収日、④領収金額」の①～④すべての記載があるものであればかまいません。 「領収証(作成例)」参考。
12	ヘルメットと一緒に他のものも購入した領収証等でもかまいませんか？	領収証等の明細から、ヘルメット単体の購入価格がわかるようであれば、添付書類としてお使いいただけます。
13	補助金は口座振込しかできませんか？	申請者名義の口座振込に限らせていただきます。